

指定管理者の指定について

下記の施設について指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出
霧島市長 中 重 真 一

記

- 1 対象施設名 城山公園
- 2 指定管理者 霧島市隼人町内山田一丁目14番15号
公益社団法人 霧島市シルバー人材センター
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものである。

【指定議案説明資料】

1 城山公園の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 施設名 | 城山公園 |
| (2) 位置 | 霧島市国分上小川3819番地 |
| (3) 建設年度 | 昭和53年度 |
| (4) 構造・面積 | 面積 158,594㎡ |
| (5) 設置目的 | 市街地に隣接し、霧島連山、桜島、国分平野を一望でき、豊かな自然環境に恵まれた施設により霧島市のシンボリックな公園・観光の拠点として、市民に健康的な憩いの場所を提供し、心身の育成と健康増進を図るものとして設置 |
| (6) 年間利用者数 | 142,044人（令和5年度有料施設等利用実績） |
| (7) 年間利用料 | 25,618,300円（令和5年度実績） |

2 指定管理者の概要

(1) 団体の名称、代表者及び所在地

名称	公益社団法人 霧島市シルバー人材センター
代表者	理事長 南田 吉文
所在地	霧島市隼人町内山田一丁目14番15号

(2) 組織

設立年月日	平成元年4月1日
-------	----------

従業員数	20人（会員数 令和6年3月末現在1,020人）
------	--------------------------

主な事業内容	
--------	--

- ・ 臨時的就業かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- ・ 臨時的就業かつ短期的な雇用による就業、又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。
なお、鹿児島県知事から「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同種の事業を週40時間までとすることができる。
- ・ 高年齢者に対し、臨時的就業かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- ・ 上記に掲げるもののほか、臨時的就業かつ短期的な就業及びその他の

軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。

3 選定結果の概要

指定管理候補者選定委員会においては、申請者が提出した事業計画書等の審査及び申請者からのヒアリングを実施し、各委員（9人）がそれぞれ評点（100点満点）を行った。

その結果、公益社団法人 霧島市シルバー人材センターの評点の合計が選定基準を満たしているとともに、指定管理候補者として最も適当であると認められたところであり、その選定に当たっては、次のような意見が出された。

（主な選定意見）

- ・年間を通じた様々なイベントを計画している点を評価する。また、季節に応じた企画や、幸福の鐘、ラブチェアーの設置、桜、あじさい、紅葉の植樹、藤棚の増設等、施設の魅力向上につながる取組を評価する。
- ・第2駐車場から山頂の公園の間でミニSLバスの運行を計画するなど、利便性の向上につながる提案を評価する。
- ・公園内の樹木剪定で発生した枝葉を利用した緑のリサイクル事業等、SDGsの取組を評価する。
- ・省エネモデル住宅を利用したオープンカフェ営業の提案について、集客効果が期待できる。